

通達甲(副監.警.教.通管)第1号

平成6年1月11日

存続期間

部長、参事官  
各 殿  
所属長

副 総 監

### 指定通訳員運用要綱の制定について

このたび、別添のとおり、指定通訳員運用要綱を制定し、平成6年1月11日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

犯罪の国際化に伴い増加する通訳要請に迅速、的確に対処するため、あらかじめ外国語能力を有する警察職員を指定通訳員に指定し、有事において集中運用することにより、通訳業務の万全を期するものである。

#### 第2 制定の要点

- 1 指定通訳員の指定基準及び指定手続を定めた。
- 2 指定通訳員の招集基準、招集手続及び運用要領を定めた。

別添

## 指定通訳員運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、指定通訳員の指定及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 国際犯罪 外国人が被疑者である犯罪又は外国人若しくは外国が関係する犯罪をいう。
- 2 指定通訳員 国際犯罪の捜査における通訳及び翻訳（以下「通訳等」という。）に従事する警察職員（通訳センターの職員を除く。以下同じ。）として、警務部長が指定する者をいう。

### 第3 指定通訳員の任務

指定通訳員は、国際犯罪の捜査において、外国語能力を生かして通訳等に当たることを任務とする。

### 第4 指定通訳員の指定基準

指定通訳員の指定基準は、次のいずれかに該当する警部補（一般職員については同相当職）以下の警察職員で、真に適任と認められる者とする。

- 1 警視庁外国語技能検定規程（平成2年8月15日訓令甲第22号）に定める上級又は中級合格者のうち、国際犯罪の捜査における通訳等が可能な者
- 2 前1と同等の能力を有する者

### 第5 指定通訳員の推薦

所属長は、所属職員のうち、前第4の指定基準に該当する者がある場合は、その都度、別記様式第1の「指定通訳員推薦・異動通知書」により該当者を教養課長（通訳センター管理係経由）に推薦するものとする。

### 第6 指定通訳員の指定

- 1 教養課長は、指定通訳員推薦・異動通知書を受理したときは、適任者を選考し、その結果について、警務部長に報告するものとする。
- 2 警務部長は、教養課長が報告した者のうち、適任と認めるものについて、本部の所属長からの推薦にあつては関係部長の同意を得て、警察署長からの推薦にあつては関係方面本部長の意見を求めた後、指定通訳員に指定するものとする。
- 3 指定通訳員の指定期間は1年（暦年）とし、警務部長が毎年定期的に見直しを行い、支障のない場合は、その期間を1年更新するものとする。以後この例による。
- 4 教養課長は、指定通訳員の指定があつたとき、又は指定期間が更新されたときは、関係所属長及び関係方面本部長に通知するものとする。

- 5 警務部長は、指定通訳員に対し、別記様式第2の「指定通訳員証」を交付するものとする。

## 第7 指定通訳員の招集

### 1 招集の基準及び手続

- (1) 教養課長は、国際犯罪が発生し、当該犯罪の捜査を担当する所属長からの通訳等の要請があった場合において、通訳センターの職員及び部外委託通訳者をもってしては要員の不足が生じるなど、通訳業務の万全を期し難いと認めるときは、招集する指定通訳員、招集期間その他必要事項について関係所属長と協議の上、警務部長（人事第二課人事第二係経由）に招集を上申するものとする。
- (2) 警務部長は、教養課長の上申に基づき、招集の必要があると認めるときは、指定通訳員を招集するものとする。

### 2 招集人員

指定通訳員の招集人員は、原則として1所属2名以内とする。

### 3 招集期間

指定通訳員の招集期間は、3週間以内とする。ただし、捜査を担当する所属長からの要請に基づき警務部長が特に必要と認めるときは、当該指定通訳員の所属長と調整の上、必要な期間継続することができる。

### 4 招集解除

- (1) 警務部長は、指定通訳員の運用に当たっては、招集期間内であっても、捜査の進展等を勘案して招集の早期解除に配意し、招集を継続する必要がなくなつたと認めるときは、招集を解除するものとする。
- (2) 教養課長は、招集が解除されたときは、速やかに関係所属長に通知するものとする。

## 第8 指定通訳員の異動等通知

所属長は、自所属の指定通訳員に配置換え等の異動があったときは、その都度、指定通訳員推薦・異動通知書により教養課長に通知するものとする。

## 第9 指定通訳員の教養訓練

- 1 教養課長は、指定通訳員の教養訓練に当たるものとする。
- 2 所属長は、自所属の指定通訳員の外国語能力の向上に努めるとともに、教養課長が実施する教養訓練を積極的に受講させるものとする。

別記様式第 1

通知 ( ) 第 号  
年 月 日

教 養 課 長 殿

長

指 定 通 訊 員 推 薦 ・ 異 動 通 知 書

種 別	推 薦 ・ 異 動	
言 語	語	
係 ・ 階 級 氏名 ・ 年 齡	係 階級 氏名	( 警 電 )  年 月 日 生 ( 歳 )
通 知 内 容	推 薦 理 由	
	異 動 理 由	1 配置換え ( 異動先所属 、 異動年月日 ) 2 その他 ( )
検 定 、 外 国 語 講 習 歴 等	1 警視庁外国語技能検定 ( 言語 、 級位 、 取得年 ) 2 講習歴 警察庁国際捜査語学研修所外国語課程 ( 言語 、 期間 ~ ) 3 在外公館等勤務 ( 国 、 期間 ~ ) 4 海外生活 ( 国 、 期間 ~ ) 5 その他 ( )	

- 注 1 種別は、該当するものを で囲むこと。  
 2 通知内容は、該当箇所について記載すること。  
 3 検定、外国語講習歴等については、推薦通知の場合のみ記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

# 指 定 通 訳 員 証

所 属  
階 級  
氏 名

年 月 日から 年 月 日  
までの間、指定通訳員に指定する。

年 月 日

警視庁警務部長

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。